

**<参考 1>****第三セクター等の状況等に関する調査における用語の定義****【第三セクター等】**

第三セクター及び地方三公社。

**【第三セクター】**

地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人。

**【地方三公社】**

地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社。

**【損失補償】**

特定の者が金融機関等から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が融資を受けた者に代わって当該金融機関等に対してその損失を補償する（いわゆる損失補償契約が結ばれている）もの。

**【債務保証】**

債権者と保証人との間に締結される保証契約によって成立する債務であり、保証人は主たる債務者がその責務を履行しない場合において、主たる債務者に代わってその履行をなすべき責を負うもの。

**【短期貸付け】**

地方公共団体の同一予算年度内に、地方公共団体から法人への貸付けと法人から地方公共団体への返済の双方が行われる貸付け。今年度においては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に金額が最大となった時点の額を調査。

**【標準財政規模】**

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額。

**【実質赤字比率】**

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。令和4年度決算に基づく早期健全化基準は、道府県は3.75%、東京都は5.63%、市区町村は11.25%～15%。

## <参考2>

### 第三セクター等に関する通知

- 「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務大臣通知）  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000323990.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000323990.pdf)
- 「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成26年8月5日付け自治財政局長通知）  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000323992.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000323992.pdf)
- 「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け自治財政局公営企業課長通知）  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000667066.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000667066.pdf)
- 「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け自治財政局公営企業課長通知）  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000667181.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000667181.pdf)